

○法人類型ごとに公表を要する財務諸表等の種類（主な法人類型）

財務諸表等	国立大学 法人	公立大学 法人	学校法人	一般社団 (財団)法 人	公益社団 (財団)法 人	医療法人	社会福祉 法人	株式会社	個人
①貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②収支計算書 又は損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③財産目録	—	—	○	—	○	○	○	—	—
④事業報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	—
⑤監査報告(書)	○	○	○	○ (監事を置く場合)	○	○	○	○	—

(備考)

- ・法人類型ごとの関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成すること
- ・ただし、上記の財務諸表等のうち「①貸借対照表」及び「②収支計算書又は損益計算書」の作成に関し、関係法令の規定がない場合は、①及び②を作成すること
- ・財務諸表等については、インターネットの利用等により、一般に公表すること

○法人類型ごとに公表を要する財務諸表等の種類（その他の法人類型）

財務諸表等	認可法人 (日本赤十字社)	宗教法人	厚生農業 協同組合 連合会	生活衛 生同業 組合	健康保 険組合	協同 組合	商工 組合	国家公務 員共済組 合連合会	商工 会議所	職業訓 練法人
①貸借対照表	○	○ (作成している場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
②収支計算書 又は損益計算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③財産目録	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
④事業報告書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—
⑤監査報告(書)	—	—	○	—	○	○	○	—	○	—

(備考)

- ・法人類型ごとの関係法令の規定に基づき、財務諸表等を作成すること
- ・ただし、上記の財務諸表等のうち「①貸借対照表」及び「②収支計算書又は損益計算書」の作成に関し、関係法令の規定がない場合は、①及び②を作成すること
- ・財務諸表等については、インターネットの利用等により、一般に公表すること

○省令で定める基準単位数又は授業時数
 (様式第2号の1【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】関係)

学校区分		単位数
大学	学部等	13単位
	医学・歯学・薬学(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。)・獣医学関係の学部等	19単位
短期大学	学科	2年制:7単位
		3年制:10単位
	認定専攻科	1年制:4単位
		2年制:7単位
高等専門学校	学科(第4・5学年に限る)	7単位
	認定専攻科	7単位
専門学校	時間制による昼間学科	(80×修業年限)単位時間
	単位制による昼間学科	(3×修業年限)単位
	夜間等学科	1年制:80単位時間
		2年制以上:(45×修業年限)単位時間
	単位制による夜間等学科・通信制の学科	1年制:3単位
		2年制:4単位
		3年制:6単位
		4年制:7単位
5年制:9単位		